

訪問型サービス介護費用【北区】

令和元年10月1日改正

お支払い頂く料金は介護給付費の1割～3割で下記の通りです。但し、下記の金額は目安で、実際に御請求する金額は介護保険に基づいたものです。

(1) 訪問型サービス介護費用

法定代理受領の場合は下記金額の1～3割

(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)

介護度(支援)	算定単位	単位数	1割	2割	3割
予防訪問サービス (90) or (80) or (70)	1回につき	226	¥258	¥516	¥773
予防訪問サービス身体介護加算Ⅰ (90) or (80) or (70)	1回につき	46	¥53	¥105	¥158
予防訪問サービス身体介護加算Ⅱ (90) or (80) or (70)	1回につき	39	¥45	¥89	¥134

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(2) 加算(追加費用)

介護度(支援)	対象月	単位数	1割	2割	3割
予防訪問サービス初回加算 (90) or (80) or (70)	初回月のみ	200	¥228	¥456	¥684

※ 初回サービス利用時に、通常料金とは別に追加の費用がかかります。

(3) 処遇改善加算

加算区分	算定単位	単位数	1割	2割	3割
介護職員処遇改善加算Ⅰ	一回につき	36	¥42	¥83	¥124

(4) キャンセル料

ご利用者さまのご都合でサービスを中止する場合下記のキャンセル料を頂きます。

キャンセルの場合は至急ご連絡下さい。

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 当日連絡がなかった場合	当該基本料金の100%
③ 総合支援事業対象の利用者	対象外

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、利用者の同意を得て、2名で訪問の場合は、2人分の料金となります。
- ※ 減額認定を受けている方の料金は異なりますので、詳しくは介護支援専門員または当事業所のサービス提供責任者にお問い合わせください。